

証券コード 2743  
2025年3月13日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目1番40号  
ピクセルカンパニーズ株式会社  
代表取締役社長 矢尾板 裕介

## 第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に関しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第39期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://pixel-cz.co.jp/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」の順にご選択いただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。）

【株主総会資料掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/2743/teiji/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ピクセルカンパニーズ」又は「コード」に「2743」当社証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。）

【ネットで招集】 <https://s.srdb.jp/2743/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年3月27日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

【重複行使の取扱いについて】

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

【賛否の意思表示がない場合の取扱いについて】

議決権行使書面において、議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

敬 具

## 記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日）午前10時  
2. 場 所 東京都港区赤坂二丁目5番6号  
山王健保会館 2階 会議室  
※会場が前回と異なっておりますので、「株主総会会場ご案内図」をご参照  
いただき、お間違えないようご注意ください。

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

1. 第39期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類  
監査結果報告の件
2. 第39期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）  
計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件  
第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件  
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネットの各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を各ウェブサイト（<https://pixel-cz.co.jp/>）及び保管掲載サービス（<https://d.sokai.jp/2743/teiji/>）に掲載しております。
  - ① 新株予約権等の状況
  - ② 会計監査人の状況
  - ③ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
  - ④ 会社の支配に関する基本方針
  - ⑤ 連結株主資本等変動計算書
  - ⑥ 連結注記表
  - ⑦ 株主資本等変動計算書
  - ⑧ 個別注記表

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

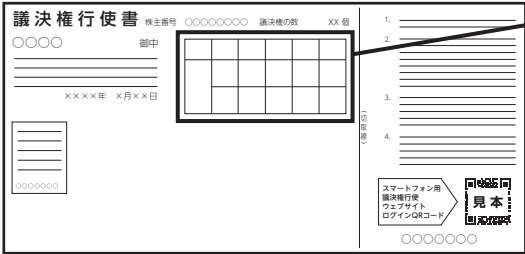


## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席する方法</b></p> <p>当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。</p> <p>株主総会開催日時</p> <p><b>2025年3月28日（金曜日）</b> 午前10時</p>	 <p><b>書面（郵送）で議決権を行使する方法</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p><b>2025年3月27日（木曜日）</b> 午後6時30分到着分まで</p>	 <p><b>インターネットで議決権を行使する方法</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p><b>2025年3月27日（木曜日）</b> 午後6時30分入力完了分まで</p>
---	---	---

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股

○ ○ ○ ○ 印中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使書  
ウェブサイトでログインQRコード

同封 見本

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 議 案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

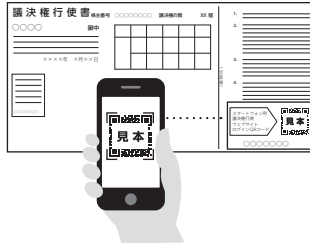
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

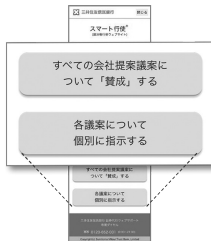
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

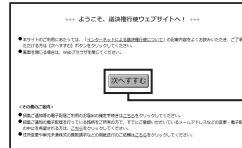
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

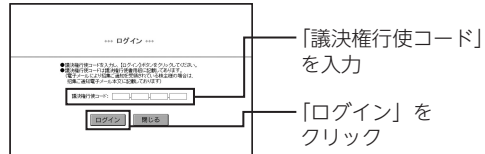
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

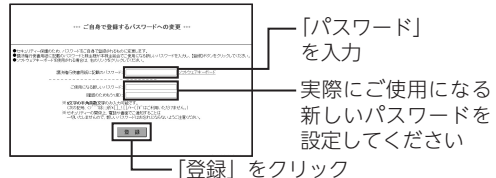
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2024年1月1日から  
2024年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、物価上昇、アメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある状況となっております。

このような状況のもと、当社グループは、事業の選択と集中を掲げシステムイノベーション事業を強化し、また、今後データセンター事業を主軸事業と捉え、各セグメントの収益改善と企業価値向上に努めてまいりました。システムイノベーション事業においては、収益力の高い開発案件の受託やシステムエンジニアの稼働人員の増加により売上高が増加し営業利益も増加となりました。データセンター事業においては、福島県大熊町に建設しているデータセンターへの設備投資が続き2025年の稼働に向けて準備を進めており、また、GPUサーバーの仲介販売も進めております。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高887百万円（前期比45.6%増）となりました。損益面では、システムイノベーション事業強化によるシステムエンジニアの稼働人員の増加や、収益力の高い開発案件の受託を行ったものの、データセンター事業への先行投資が増加したことなどにより営業損失604百万円（前期は営業損失474百万円）、経常損失579百万円（前期は経常損失500百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は、資産の減損損失及び貸倒引当金繰入の特別損失を計上したことにより2,492百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失786百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

(システムイノベーション事業)

システムイノベーション事業は、金融機関向けシステム開発・IT業務の技術支援サービス及びAWSやSalesforceの専門知識を用いてDXを支援する事業を展開しております。当連結会計年度においては、収益力の高い開発案件の受託やシステムエンジニアの稼働人員が増加し、前連結会計年度に比べ、売上高、営業利益ともに増加いたしました。

以上の結果、当事業における売上高は646百万円（前期比11.0%増）、営業利益53百万円（前期比804.3%増）となりました。

(データセンター事業)

データセンター事業は、生成AIやHPCに活用されるGPUに特化したコンテナ型データセンターの建設を進めており、2025年3月までに完工する予定です。また、GPUサーバーの仲介販売を進めており今期より売上が発生しておりますが、人件費などの先行投資のため営業損失を計上することとなりました。

以上の結果、当事業における売上高は242百万円、営業損失は59百万円となりました。

(その他の事業)

その他の事業における売上高は0百万円、営業損失は5百万円（前期は営業損失34百万円）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当期における当社グループの設備投資は総額で1,518,553千円であります。

セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

(システムイノベーション事業)

当連結会計年度の設備投資等、重要な設備の除却又は売却はありません。

(データセンター事業)

当連結会計年度の設備投資は、1,502,442千円であります。なお、このうち834,997千円については、監査法人の意見を尊重し、保守的な見解に基づき減損処理を実施しております。

(全社共有)

当連結会計年度の設備投資等、重要な設備の除却又は売却はありません。

## (3) 資金調達の状況

当社グループは、2023年2月27日に発行した第13回新株予約権の行使及び2024年5月13日に発行した第三者割当による新株発行並びに第15回新株予約権の行使により、当連結会計年度において総額1,329,919千円の資金調達を行いました。

会社名	区分	発行株式数	1株当たり発行価額	調達金額	払込期日又は行使日
水たまり投資事業組合	第13回新株予約権	750,000株	43円	32,250千円	2024/1/16
水たまり投資事業組合	第13回新株予約権	85,000株	43円	3,655千円	2024/1/17
水たまり投資事業組合	第13回新株予約権	2,000,000株	43円	86,000千円	2024/1/25
水たまり投資事業組合	第13回新株予約権	200,000株	43円	8,600千円	2024/2/21
水たまり投資事業組合	第13回新株予約権	1,200,000株	43円	51,600千円	2024/2/22
水たまり投資事業組合	第13回新株予約権	200,000株	43円	8,600千円	2024/2/22
水たまり投資事業組合	第13回新株予約権	3,198,000株	43円	137,514千円	2024/2/26
株式会社 Your Turn	第三者割当増資	5,560,000株	135円	750,600千円	2024/5/13
株式会社 Your Turn	第15回新株予約権	1,860,000株	135円	251,100千円	2024/5/14

**(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(5) 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

当社は、2024年4月1日付でピクセルゲームズ株式会社の全株式を売却し、2024年6月1日付でピクセルエステート株式会社の全株式を売却したことにより、同社は当社の連結子会社ではなくなりました。



## (8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 36 期 (2021年1月1日 2021年12月31日)	第 37 期 (2022年1月1日 2022年12月31日)	第 38 期 (2023年1月1日 2023年12月31日)	第 39 期 (当連結会計年度) (2024年1月1日 2024年12月31日)
売 上 高 (千円)	1,014,640	574,586	609,422	887,056
経 常 損 失 (△) (千円)	△629,879	△430,254	△500,361	△579,104
親会社株主に帰属 する当期純損失 (△) (千円)	△1,440,318	△504,718	△786,178	△2,492,378
1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△46.21	△12.11	△12.30	△28.30
総 資 産 (千円)	725,307	487,412	538,750	957,740
純 資 産 (千円)	492,190	△193,462	425,720	△369,303
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	12.09	△4.63	5.57	△5.10

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 36 期 (2021年1月1日 2021年12月31日)	第 37 期 (2022年1月1日 2022年12月31日)	第 38 期 (2023年1月1日 2023年12月31日)	第 39 期 (当事業年度) (2024年1月1日 2024年12月31日)
売 上 高 (千円)	96,545	157,997	581,813	888,723
経 常 損 失 (△) (千円)	△303,736	△338,659	△462,093	△454,455
当期純損失 (△) (千円)	△1,478,393	△736,626	△587,394	△2,678,446
1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△47.43	△17.67	△9.19	△30.41
総 資 産 (千円)	807,494	424,322	735,756	974,705
純 資 産 (千円)	712,198	△196,154	626,619	△347,470
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	17.49	△4.70	8.29	△4.87

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ピクセルハイ合同会社	1,000千円	100.0%	データセンターの 開発・運営
海伯力（香港）有限公司	10千HK\$	100.0%	システム開発事業・ コンサルティング事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## (10) 対処すべき課題

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

① 会社の経営の基本方針

PIXEL Imagination to Huge Creation/最小単位の想像力を、世界をつくる大きな力に。

Philosophy（経営理念）

- Growth/豊かに成長する 楽しんで成長し、よりよい社会の実現に貢献しながら、誇りを持って豊かな人生を歩みます。
- Flexible/技術への開かれた心 新しい技術や知識を積極的に受け入れ、変化を恐れずに適応し続けます。
- Imagination/未来を想像する 長期的な視点で物事を考え、未来の市場や技術の動向を見据え戦略を立てます。
- Challenge/挑戦する 自ら行動し、チャンスを生み出します。仲間の挑戦とともに支援します。

- ② 目標とする経営目標  
当社グループは、主な経営指標として、事業本来の収益力を表す営業利益を重視しており、常にコスト意識を持ち、収益の改善に努めることで、継続かつ安定的な事業の拡大を図ってまいります。
- ③ 経営環境  
当社グループの経営環境につきましては、「1.企業集団の現況に関する事項（1）事業の経過及び成果」と重複しますので記載を省略いたします。
- ④ 中長期的な会社の経営戦略及び優先的に対処すべき課題
- i. 事業の選択と集中  
中長期的な経営環境につきましては、安定的な収益基盤を確保すべくシステムイノベーション事業とデータセンター事業に注力し、既存事業を見直し、各事業において培ったノウハウ・技術等を駆使し、新しく質の高いサービスによって継続的な事業成長を実現してまいります。
- ii. 財務の健全化  
各事業において、経費徹底削減、顧客管理、工程管理の強化に努め、仕掛案件の収益化を行うことで、手元流動性を確保しながらキャッシュポジションの改善を図ります。
- iii. 管理体制強化  
継続的な事業成長の達成において、コーポレート・ガバナンス機能と内部管理体制は不可欠であります。コーポレート・ガバナンスに関しては、経営の効率性、健全性を確保すべく、内部監査及び内部統制システムの整備及び強化を図ります。当社グループ全体で、リスク管理、内部統制、コンプライアンスの取り組みを徹底することでコンプライアンス・ガバナンス体制が強化され、全てのステークホルダーからの信頼の向上に努めてまいります。
- iv. 人材の確保と育成の強化  
継続的な事業成長の達成において人材確保は必要不可欠であります。人材採用において積極的な情報開示により、当社グループに共感していただける人材の確保に努めます。  
また、経営基本方針に掲げているように、一人一人が誇りを持って豊かな人生を歩めるよう、従業員の成長を通して会社の成長を目指します。

### (11) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

区 分	事 業 内 容
システムイノベーション事業	金融機関を中心に、システム開発やエンジニア派遣による技術支援サービスの提供、AWSやSalesforceの専門知識を用いてDXを支援する事業を行っております。
データセンター事業	GPUサーバーの仲介販売を行っております。連結子会社のピクセルハイ合同会社で生成AIやHPCに活用されるGPUに特化したコンテナ型データセンターの建設を進めており、2025年3月までに完工する予定です。
その他の事業	連結子会社の海伯力（香港）有限公司は、中国ビジネス進出のための戦略子会社として事業を行っております。

### (12) 主要な営業所及び工場（2024年12月31日現在）

#### ① 当社の主要な営業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区虎ノ門四丁目1番40号

#### ② 子会社の主要な営業所

名 称	所 在 地
ピクセルハイ合同会社	(本社) 福島県双葉郡
海伯力（香港）有限公司	(本社) 香港

### (13) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

#### ① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前連結会計年度末比増減
システムイノベーション事業	52名	21名減
データセンター事業	32名	32名増
その他の事業	-名	1名減
全社(共通)	14名	-名
合計	98名	10名増

#### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
66名	21名減	36歳	5年

### (14) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

該当事項はありません。

### (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

#### (訴訟)

2022年2月21日当時、当社の連結子会社であったピクセルソリューションズ株式会社（以下「PXS」という。）と株式会社RIZE（以下、「RIZE社」という。）の間には、金銭消費貸借契約に基づき2021年11月5日に2,600万円、2021年11月30日に3,500万円を株式会社シンクコミュニケーションズに貸し付けたが返済がないため、当該債務を連帯保証しているPXSに対して連帯保証債務の履行を求める旨の裁判事件が提起され、PXSは当該裁判事件において当該連帯保証債務の有効性を含め原告の主張を争っておりました。

その後、RIZE社より2023年1月17日付で法人格否認の法理により連帯保証債務履行請求権を当社に対しても行使できるとの理由に、一方的に損害賠償請求（6,100百万円）の訴訟を提起されております。当社といたしましては、当社が当該連帯保証債務を履行すべき義務はないものと考えておりますが、今後、訴状の内容を精査し、裁判で肅々と当社の正当性を明らかにする所存です。なお、現時点では当社の業績に与える影響について不明であります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2024年12月31日現在)

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| ① 発行可能株式総数       | 普通株式 160,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数       | 普通株式 92,614,600株  |
| ③ 株主数            | 25,469名           |
| ④ 大株主の状況 (上位10名) |                   |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
野村證券株式会社	5,043,000	5.445
水たまり投資事業組合	2,203,200	2.378
株式会社YourTurn	2,134,700	2.304
松井証券株式会社	1,293,700	1.396
株式会社DAN	963,600	1.040
片 田 朋 希	900,000	0.971
岡 田 満 知	690,000	0.745
村 上 拓 也	610,000	0.658
森 川 浩 一	510,000	0.550
カ ン ダ ヒ ロ ヤ	510,000	0.550

(注) 持株比率は自己株式 (72株) を控除して計算しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (社外役員除く)	25,000株	1名
社外取締役 (社外役員に限る)	525,000株	2名

(注) 当社の譲渡制限付株式報酬の内容につきましては、「2. 会社の現況 (2) 会社役員の状況 ④取締役及び監査役の報酬等に関する事項」に記載しております。

## (2) 会社役員の状況 (2024年12月31日現在)

### ① 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	矢尾板 裕 介	海伯力(香港)有限公司董事長
社外取締役 (独立役員)	西 牧 佑 介	アクセスライツ法律事務所代表弁護士
社外取締役	片 田 朋 希	GFA株式会社代表取締役 株式会社CAMELOT取締役 GFA Capital株式会社取締役 ネクスト・セキュリティ株式会社取締役 ガルヒ就労支援サービス株式会社取締役 GFA Management株式会社取締役 プレソフィア株式会社取締役 T・N・H株式会社取締役 株式会社SDGs Technology取締役 株式会社エピソワ取締役 株式会社フィフティワン取締役 株式会社ULUOI取締役
社外取締役	松 田 元	みやまち株式会社代表取締役 Metabit.SDN.BHD CEO GFA Capital株式会社代表取締役 株式会社SDGs Technology代表取締役 クレーンゲームジャパン株式会社取締役 GFA株式会社取締役
常勤監査役	櫻 井 紀 昌	株式会社サンユー社外監査役
社外監査役 (独立役員)	藤 田 博 司	藤田公認会計士事務所所長 税理士法人ロード&スカイ代表社員 株式会社ニックス社外監査役
社外監査役	日 笠 真木哉	ベリーベスト法律事務所 GFA株式会社社外監査役 クオンタムソリューションズ株式会社取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役西牧佑介氏、片田朋希氏及び松田元氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役藤田博司氏及び日笠真木哉氏は、社外監査役であります。  
3. 取締役西牧佑介氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 監査役櫻井紀昌氏は、元税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 監査役藤田博司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役日笠真木哉氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、取締役西牧佑介氏及び監査役藤田博司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役、監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、取締役及び監査役を被保険者とした役員等賠償責任保険契約を締結し、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補いたしません。

④ 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

i. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の決定方針の決定方法

当社は、取締役会の諮問に基づき、指名報酬委員会が答申を行い、取締役会にて取締役の個人別の報酬の内容にかかる決定方針を定めております。

ii. 取締役の個人別の報酬等の決定方針の概要

1) 決定方針は、以下の(a)～(d)の基本方針に基づき策定しております。

(a) 持続的な業績向上を図るものであること

(b) 企業価値向上への動機付けとなること

(c) 優秀な経営人材の確保に資するものであること

(d) 会社業績との連動性が高く、透明性・客観性が高いものであること

2) 取締役の報酬等の概要

当社の役員報酬は、上記の基本方針に基づき、役位、役割、世間水準及び従業員との整合性を考慮し基本報酬と譲渡制限付き株式報酬で構成されております。基本報酬は月例の固定報酬とし、譲渡制限付き株式報酬は株価変動のリスクを株主様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるためのインセンティブとし、株主総会が決定した報酬総額の限度内において、指名報酬委員会が個別の基本報酬について答申を行い、取締役会で決定されております。

iii. 監査役の個人別報酬等に関する事項

監査役の個人別の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から基本報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。



- ⑤ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等については、取締役会より委任を受け、代表取締役社長が決定方針に従って決定しております。うち社外取締役を除く取締役の個人別の報酬等については、内容を決定するにあたり、事前に指名報酬委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行っております。取締役会は基本的にその答申を尊重しており、当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

- ⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項  
i. 委任を受けた者の氏名

氏名	決定した日における会社における地位及び担当
西 牧 佑 介	社外取締役 指名報酬委員会議長
片 田 朋 希	社外取締役 指名報酬委員会
松 田 元	社外取締役 指名報酬委員会

- ii. 権限を委任した理由

報酬等に対する評価、決定プロセスの透明性及び客観性を担保することで、取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化し、当社のコーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的しております。

- ⑦ 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
吉 田 弘 明	2024年11月14日	辞任	当社代表取締役社長 海伯力(香港)有限公司董事長

- ⑧ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等  
i. 当事業年度に係る報酬等の総額

地 位	報酬等の額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員の員数 (名)
		固 定 報 酬	譲渡制限付き株式報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	95,972 (33,841)	49,100 (9,600)	46,872 (24,241)	5 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	14,400 (7,200)	14,400 (7,200)	—	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	110,372 (41,041)	63,500 (16,800)	46,872 (24,241)	8 (5)

- (注) 1. 株主総会の決議による限度額は、取締役年額200,000千円以内（2002年3月29日開催第16期定時株主総会決議）、監査役年額40,000千円以内（2002年3月29日開催第16期定時株主総会決議）であります。当該決議に係る株主総会終結時点の取締役員数は3名、監査役員数は1名です。
2. 期末現在の人員は、取締役4名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち社外監査役2名）です。
3. 取締役の報酬等の額には、任期途中に退任した取締役1名の在任中の報酬等の額を含んでおります。
4. 2023年3月31日開催の第37期定時株主総会において、譲渡制限付き株式報酬として、年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役員数は5名です。

⑨ 社外役員等に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役の西牧佑介氏は、アクセスライツ法律事務所代表弁護士を務めております。なお、当社は兼業先との間に取引関係はありません。

社外取締役の片田朋希氏は、GFA株式会社代表取締役、株式会社CAMELOT取締役、GFA Capital株式会社取締役、ネクスト・セキュリティ株式会社取締役、ガルヒ就労支援サービス株式会社取締役、GFA Management株式会社取締役、プレソフィア株式会社取締役、T・N・H株式会社取締役、株式会社SDGs Technology取締役、株式会社エピソワ取締役、株式会社フィフティーワン取締役、株式会社ULUOI取締役を務めております。なお、当社は各兼業先との間に取引関係はありません。

社外取締役の松田元氏は、みやきまち株式会社代表取締役、Metabit.SDN.BHD CEO、光明寺代表社員、GFA Capital株式会社代表取締役、株式会社SDGs Technology代表取締役、株式会社フィフティーワン取締役、クレーンゲームジャパン株式会社取締役を務めております。なお、当社は各兼業先との間に取引関係はありません。

社外監査役の藤田博司氏は、藤田公認会計士事務所所長、税理士法人ロード&スカイ代表社員、株式会社ニックス社外監査役を務めております。なお、当社は各兼業先との間に取引関係はありません。

社外監査役の日笠真木哉氏は、ベリーベスト法律事務所及びGFA株式会社監査役、クオンタムソリューションズ株式会社取締役（監査等委員）を務めております。なお、当社は各兼業先との間に取引関係はありません。

ロ. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係  
該当事項はありません。

## 八. 当事業年度における主な活動状況

### i. 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

地 位	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取 締 役	西 牧 佑 介	当事業年度開催の取締役会20回のうち19回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	片 田 朋 希	当事業年度開催の取締役会20回のうち19回に出席いたしました。これまで他社の代表取締役を歴任した企業経営者としての高い見識と豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	松 田 元	当事業年度開催の取締役会20回のうち20回に出席いたしました。これまで他社の代表取締役を歴任した企業経営者としての高い見識と豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	藤 田 博 司	当事業年度開催の取締役会20回のうち20回に、また監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜発言を行っております。
監 査 役	日 笠 真木哉	当事業年度開催の取締役会20回のうち18回に、また監査役会13回のうち12回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす、書面決議が29回ありました。

### ii. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役西牧佑介氏は、取締役会や指名報酬委員会、取締役会審議会等において、当社の対処すべき課題等に対し、弁護士としての知見に基づき、法令順守、コンプライアンス順守的な視点から、内部統制、経営に関する助言、リスク管理における指導や改善策の提案等を行い、当社経営に適切な役割を果たしております。
- ・取締役片田朋希氏は、取締役会や指名報酬委員会、取締役会審議会等において、当社の対処すべき課題等に対し、会社経営者としての経験に基づき、実践的な視点から、内部統制、経営に関する助言、リスク管理における指導や改善策の提案等を行い、当社経営に適切な役割を果たしております。
- ・取締役松田元氏は、取締役会や指名報酬委員会、取締役会審議会等において、当社の対処すべき課題等に対し、企業経営における経験と学識者として大学での講師経験、システム開発事業等における幅広い知識に基づき実践的な視点から、内部統制、経営に関する助言、リスク管理における指導や改善策の提案等を行い、当社経営に適切な役割を果たしております。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主重視の基本政策に基づき、「株主利益の増進」を経営の主要課題として認識し、業績に応じて積極的に利益配分を行うことを基本方針としております。

2024年12月期の配当金につきましては、連結及び単体の決算において当期純損失を計上したこと、並びに収益構造の改善や財務体質の強化が最優先すべき経営課題であると考えること等から、無配とさせていただきます。

次期の配当におきましても、早期の復配を目指すものの、当社の業績や財政状態等を鑑み、誠に遺憾ながら現時点においては、無配を予定しております。

なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨定款に定めております。

# 連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>【流 動 資 産】</b>	<b>270,556</b>	<b>【流 動 負 債】</b>	<b>1,327,044</b>
現 金 及 び 預 金	150,782	買 掛 金	67,176
売 掛 金	57,822	未 払 金	76,830
仕 掛 品	1,922	未 払 費 用	15,727
仮 払 金	255,392	未 払 法 人 税 等	57,190
前 払 費 用	22,874	前 受 金	1,471
短 期 貸 付 金	60,000	訂 正 関 連 費 用 引 当 金	658,640
未 収 入 金	4,268	預 り 金	450,007
立 替 金	7,186		
そ の 他	38,932	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,327,044</b>
貸 倒 引 当 金	△328,625	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>【固 定 資 産】</b>	<b>687,184</b>	<b>【株 主 資 本】</b>	<b>△448,731</b>
(有 形 固 定 資 産)	<b>681,041</b>	資 本 金	4,972,439
建 設 仮 勘 定	680,876	資 本 剰 余 金	5,177,150
そ の 他	164	利 益 剰 余 金	△10,598,306
(無 形 固 定 資 産)	<b>395</b>	自 己 株 式	△15
施 設 利 用 権	395		
<b>(投 資 そ の 他 の 資 産)</b>	<b>5,747</b>	<b>【そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額】</b>	<b>△23,996</b>
投 資 有 価 証 券	228	為 替 換 算 調 整 勘 定	△23,996
長 期 貸 付 金	216,509	<b>【新 株 予 約 権】</b>	<b>103,424</b>
長 期 前 払 費 用	5,518	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>△369,303</b>
長 期 未 収 入 金	220,000	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>957,740</b>
そ の 他	17,014		
貸 倒 引 当 金	△453,524		
<b>資 産 合 計</b>	<b>957,740</b>		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2024年1月1日から  
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売	上		887,056
売	上		526,952
売	上		360,103
販	費		964,238
管	業		604,134
管	業		604,134
	受	24,218	
	為	17,047	
	そ	1,471	42,737
管	業		
	支	11,013	
	雑	6,620	
	そ	73	17,707
経	常		579,104
特	別		579,104
	新	5,961	
	そ	3,062	9,023
特	別		
	減	834,997	
	貸	64,261	
	子	771	
	棚	12,000	
	子	54,035	
	訂	827,515	
	正	124,700	1,918,281
	そ		
税	金		2,488,362
法	人	4,016	4,016
当	期		2,492,378
親	会		2,492,378
社	株		2,492,378
主	に		2,492,378
に	帰		2,492,378
属	す		2,492,378
る	当		2,492,378
期	純		2,492,378
純	損		2,492,378
損	失		2,492,378
失			2,492,378

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>【流 動 資 産】</b>	<b>532,691</b>	<b>【流 動 負 債】</b>	<b>1,322,175</b>
現 金 及 び 預 金	139,154	買 掛 金	67,973
売 掛 金	57,822	短 期 借 入 金	11,316
仕 掛 品	1,922	未 払 金	66,941
預 け 金	10,000	未 払 費 用	13,241
前 払 費 用	21,569	前 受 金	1,471
短 期 貸 付 金	60,000	未 払 法 人 税 等	54,320
未 収 入 金	6,822	預 り 金	448,271
立 替 金	338,880	訂 正 関 連 費 用 引 当 金	658,640
仮 払 金	255,267	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,322,175</b>
そ の 他	25,268	<b>純 資 産 の 部</b>	
貸 倒 引 当 金	△384,014	<b>【株 主 資 本】</b>	<b>△450,894</b>
<b>【固 定 資 産】</b>	<b>442,013</b>	資 本 金	4,972,439
<b>(投 資 そ の 他 の 資 産)</b>	<b>442,013</b>	資 本 剰 余 金	5,568,539
関 係 会 社 株 式	228	資 本 準 備 金	5,568,539
長 期 貸 付 金	216,509	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△10,991,859</b>
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,571,609	利 益 準 備 金	17,560
敷 金 及 び 保 証 金	14,704	そ の 他 利 益 剰 余 金	△11,009,419
長 期 未 収 入 金	220,000	別 途 積 立 金	150,200
長 期 前 払 費 用	5,518	繰 越 利 益 剰 余 金	△11,159,619
貸 倒 引 当 金	△1,586,557	<b>自 己 株 式</b>	<b>△15</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>974,705</b>	<b>【新 株 予 約 権】</b>	<b>103,424</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>△347,470</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>974,705</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2024年1月1日から  
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	888,723
売上原価	527,335
売上総利益	361,387
販売費及び一般管理費	838,750
営業損失	477,363
営業外収益	
受取利息及び配当金	24,205
為替差益	15,308
その他	1,027
営業外費用	
支払利息	11,013
雑損	6,620
経常損失	454,455
特別利益	
新株予約権戻入	5,961
その他	3,062
特別損失	
貸倒引当金繰入額	1,208,443
子会社貸付金譲渡損	57,799
子会社株式評価損	771
訂正関連費用引当金繰入額	827,515
その他	134,700
税引前当期純損失	2,229,229
法人税、住民税及び事業税	3,785
当期純損失	2,674,661
	3,785
	2,678,446

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月28日

ピクセルカンパニーズ株式会社  
取締役会 御中

監査法人アリア  
東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 山中 康之  
業務執行社員

### 限定付適正意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ピクセルカンパニーズ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクセルカンパニーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 限定付適正意見の根拠

連結注記表（追加情報）（連結子会社であったピクセルエステート株式会社での不適切な取引の訂正）に記載のとおり、会社は、外部機関からの指摘を受け、子会社であったピクセルエステート株式会社において2019年12月期から2023年12月期までの間に計上された再生可能エネルギー施設等の開発に関わる土地や権利等の取得に関する前渡金等の取引に関する疑義についての調査を行うため、2024年7月5日に特別調査委員会を設置し調査を実施した。当該調査の結果、特別調査委員会は、上記の取引の中に、取締役会の承認を経ずに実施された実質的な役員貸付や前渡金名目で交付した資金が実際には前渡金ではなく別の用途のために出金された可能性がある支出である仮払金が存在していたことなどを認定し、会社は、当該調査結果に従い過年度決算の訂正を行った。当連結会計年度末では、前渡金ではなく別の用途のために出金された可能性がある支出である仮払金は255百万円となっており、全額貸倒引当金を計上している。当監査法人は、過年度決算の訂正監査において、追加の監査手続を実施したが、仮払金に関しては、取引先の預金口座から現金引き出しされ行方が分からなくなっているものも含み、資金の行方や用途を検証することには限界があり、仮払金の資産性や関連当事者との関係性等について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。このため、上記の仮払金の金額について修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この状況は、現時点も、解消していない。

さらに、連結注記表（会計上の見積りに関する注記）（データセンター事業に係る建設仮勘定）に記載のとおり、当連結会計年度に子会社ピクセルハイ合同会社においてデータセンター事業に係る建設仮勘定680百万円を計上しているが、現時点では、データセンターの完成までに要する多額な建設資金（約28億円）の調達の目途が立っていないことや予定している補助金の受給見込も不透明であり、当該建設仮勘定の評価について、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。このため、上記の建設仮勘定の金額について修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

これらの監査範囲の制約の影響については、金額的重要性はあるが上記の仮払金、建設仮勘定等の特定の勘定に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、連結計算書類全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、連結計算書類に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。このため、当監査法人は、当連結会計年度の連結計算書類について限定付適正意見を表明することとした。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループは、継続した重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度末には債務超過となっている。これらのことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して、意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「限定付適正意見の根拠」に記載した事項について、当監査法人は、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。したがって、当監査法人は、当該事項に関するその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか判断することができなかった。

これ以外のその他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月28日

ピクセルカンパニーズ株式会社  
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊

業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之

業務執行社員

### 限定付適正意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ピクセルカンパニーズ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の計算書類等に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 限定付適正意見の根拠

個別注記表（追加情報）（子会社であったピクセルエステート株式会社での不適切な取引の訂正）に記載のとおり、会社は、外部機関からの指摘を受け、子会社であったピクセルエステート株式会社において2019年12月期から2023年12月期までの間に計上された再生可能エネルギー施設等の開発に関わる土地や権利等の取得に関する前渡金等の取引に関する疑義についての調査を行うため、2024年7月5日に特別調査委員会を設置し調査を実施した。当該調査の結果、特別調査委員会は、上記の取引の中に、取締役会の承認を経ずに実施された実質的な役員貸付や前渡金名目で交付した資金が実際には前渡金ではなく別の用途のために出金された可能性がある支出である仮払金が存在していたことなどを認定し、会社は、当該調査結果に従い過年度決算の訂正を行った。当事業年度末では、前渡金ではなく別の用途のために出金された可能性がある支出である仮払金は255百万円となっており、全額貸倒引当金を計上している。当監査法人は、過年度決算の訂正監査において、追加の監査手続を実施したが、仮払金に関しては、取引先の預金口座から現金引き出しされ行方が分からなくなっているものも含み、資金の行方や用途を検証することには限界があり、仮払金の資産性や関連当事者との関係性等について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。このため、上記の仮払金の金額について修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

さらに、個別注記表（会計上の見積りに関する注記）（債務超過の子会社に対する債権の評価）に記載のとおり、会社は、子会社ピクセルハイ合同会社に対してデータセンター事業の建設資金を貸付しており、当事業年度末では、ピクセルハイ合同会社に対する長期貸付金等の債権は合計1,837百万円となっており、債務超過の金額まで貸倒引当金1,147百万円を計上している。当監査法人は、当事業年度のピクセルハイ合同会社の監査において、データセンター事業に係る建設仮勘定680百万円については、現時点では、データセンターの完成までに要する多額な建設資金（約28億円）の調達の目的が立っていないことや予定している補助金の受給見込も不透明であり、当該建設仮勘定の評価について、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかったが、建設仮勘定の評価次第で、ピクセルハイ合同会社の貸倒引当金の金額も影響を受けるため、当該貸倒引当金の金額について修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。



これらの監査範囲の制約の影響については、金額的重要性はあるが上記の仮払金、貸倒引当金等の特定の勘定に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、計算書類等全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、計算書類等に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。このため、当監査法人は、当事業年度の計算書類等について限定付適正意見を表明することとした。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、継続した重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、当事業年度末には債務超過となっている。これらのことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「限定付適正意見の根拠」に記載した事項について、当監査法人は、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。したがって、当監査法人は、当該事項に関するその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか判断することができなかった。

これ以外のその他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

はじめに当社においては、2024年11月13日付「特別調査委員会の調査報告受領に関するお知らせ」において公表しました通り、特別調査委員会の調査により不適切な会計処理の存在やそれらが生じた原因・背景が明らかにされ、過年度決算を訂正するとともに再発防止策の提言等を受けました。また、同特別調査委員会の調査報告により取締役会・取締役による業務執行部門に対する監督機能の不備及び監査役会・監査役の監査機能の不備など、当社のガバナンス・内部統制の不備が判明いたしました。さらに、会計監査人からは同特別調査委員会の報告を受けて限定付適正意見が出されました。当社監査役会はその特別調査委員会からの提言及び会計監査人からの限定付適正意見表明を真摯に受け止め、不適切な会計処理の発生原因を解消し、将来に亘って再発を防止するための改善の取り組みについて監視及び検証を進めてまいります。

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。



- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実について、元代表取締役が在任中に関与した不適切な会計処理及びそれらが生じた原因、背景について明らかにされ、取締役会・取締役による業務執行部門に対する監督機能の欠如が判明しました。当社は、不適切な会計処理に関与した元代表取締役に對し、法令遵守義務違反及び取締役として法的責任を明確にするため2024年11月14日付で提出された辞任届を受理し、損害賠償請求訴訟も視野に入れております。監査役会においては、今後は特別調査委員会からの原因・背景・再発防止の提言を踏まえ、会社の実施する再発防止策の実行状況を監視及び検証してまいります。その他、法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、当社において不適切な会計処理が発覚し、特別調査委員会で調査が行われた件を除き指摘すべき事項は認められません。なお、監査役会においては、特別調査委員会からの指摘・提言も踏まえ、取締役の内部統制改善への取組及び会社の実地する再発防止策の実行状況を監視、及び検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

限定付適正意見を表明した会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。限定付適正意見の根拠については、会計監査人の監査報告書に記載されております。

(3) 連結計算書類の監査結果

限定付適正意見を表明した会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。限定付適正意見の根拠については、会計監査人の監査報告書に記載されております。

2025年2月28日

ピクセルカンパニーズ株式会社監査役会

常勤監査役 櫻井紀昌 ㊞

社外監査役 藤田博司 ㊞

社外監査役 日笠真木哉 ㊞

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

#### (1) 目的の変更

当社は、監督と執行の役割をより一層明確化し、取締役会を重要な経営方針・計画の決定及び業務執行監督に専念させることで、ガバナンスの強化を図るとともに、意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除、それに伴う条数の整備等、所要の変更を行うものであります。

#### (2) 発行可能株式総数の変更

当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、発行可能株式総数を変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案は本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 160,000,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>320,000,000株</u> とする。

現行定款	変更案
<p>第7条～第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数) 第18条 当社の取締役は、<u>7名以内とする。</u> (新設)</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="margin-left: 40px;">2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p style="margin-left: 40px;">(新設)</p>	<p>第7条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数) 第18条 当社の取締役は、<u>12名以内とする。</u> <u>2 前項の取締役の内、監査等委員である取締役は6名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p style="margin-left: 40px;">2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>(任 期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 増員又は任期満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>4 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>5 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 前項の<u>取締役に</u>事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第24条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議方法) 第24条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第25条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p>(取締役会規則) 第27条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規則) 第28条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務上の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務上の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>(員数) 第30条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会の決議方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録) 第36条 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	(削除)
<p>(監査役会規則) 第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(報酬等)  <u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除)  <u>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(補欠監査役)  <u>第40条 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>  <u>2 補欠監査役の選任決議の定足数は、第31条第2項の規定を準用する。</u>  <u>3 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u>  <u>4 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>



現行定款	変更案
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<p>(監査等委員会の構成)</p> <p>第31条 監査等委員会は、監査等委員をもって構成する。</p> <p>2 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 監査等委員会における議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第41条～第44条 (条文省略)</p> <p>(附則) 1～3 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第36条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(附則) 1～3 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>①当社は、第39期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>②第39期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第1項の定めるところによる。</p>

## 第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	や おいた ゆう すけ 矢尾板 裕 介 (1981年10月4日生)	2005年4月 株式会社ハンセム 2006年9月 株式会社ユーコン 2008年4月 同社取締役 2012年3月 株式会社アローテイル代表取締役 2015年7月 当社入社 2015年9月 当社内部監査室室長 2015年9月 当社常勤監査役 2016年4月 海伯力国際貿易（上海）有限公司監事 2016年8月 LT Game Japan株式会社（現ピクセルゲームズ株式会社）監査役 2023年3月 当社取締役 2023年3月 ピクセルエステート株式会社取締役 2023年3月 ピクセルゲームズ株式会社取締役 2024年11月 当社代表取締役社長（現任）  (重要な兼職の状況) 海伯力（香港）有限公司董事長	225,000株

### 取締役候補者とした理由

矢尾板裕介氏は、代表取締役社長として経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行うとともに、業務執行全般を指揮しております。当社取締役としての豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力及び経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 並	当社における地位、担当 に重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	まつ だ げん 松田元 (1984年2月11日生)	2006年6月 アズ株式会社 代表取締役 2012年5月 アズグループホールディングス株式会社 (現プロメテウス株式会社) 代表取締役 2012年6月 武蔵野学院大学講師 2015年4月 株式会社デジタルデザイン (現Nexus Bank株式 会社) 取締役 2016年8月 株式会社創藝社 代表取締役 2017年5月 みやきまち株式会社 代表取締役 (現任) 2017年9月 株式会社オウケイウェイヴ 取締役 2017年10月 OKfinc Ltd. CEO 2018年5月 OK BLOCKCHAIN CENTRE SDN.BHD. CEO  2018年7月 株式会社オウケイウェイヴ 代表取締役 2019年4月 株式会社LastRoots (現エクシア・デジタル・ア セット株式会社) 取締役 2019年4月 OKプレミア証券株式会社 取締役 2019年10月 ビートホールディングス・リミテッド暫定最高技 術責任者 2019年11月 同社取締役会長、最高経営責任者、最高財務責任 者 2020年7月 BEATCHAIN.SDN.BHD (現Metabit.SDN.BHD) CEO (現任) 2021年9月 光明寺 代表社員 2021年9月 GFA Capital株式会社 代表取締役 (現任) 2022年3月 株式会社SDGs technology 代表取締役 (現 任) 2022年3月 当社取締役 (現任) 2022年11月 株式会社フィフティワン 取締役 2023年4月 クレーンゲームジャパン株式会社 取締役 (現 任) 2024年6月 GFA株式会社 取締役 (現任)	(重要な兼職の状況) みやきまち株式会社 代表取締役 Metabit.SDN.BHD CEO GFA Capital株式会社 代表取締役 株式会社SDGs Technology 代表取締役 クレーンゲームジャパン株式会社 取締役 GFA株式会社 取締役	一株

### 取締役候補者とした理由

松田元氏は、2022年に当社取締役に就任して以降、当社と取締役会に対し実効性の高い監督機能をいただいております。企業経営における経験と学識者として大学での講師経験、主力事業とするシステム開発、ブロックチェーン事業において高い見識を有しております。その幅広い知識と経験に基づき業務執行を行う経営陣から独立した立場で、当社取締役会において、的確な提言・助言をいただけるものと期待できると判断し、また、当社が優先して取り組むべき課題であるコーポレートガバナンスの強化に資するところは大きいとして、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 並び 当社における地位、担 当に重要な兼職の状 況	所有する当社 株式の数
3	村上泰基 (1981年1月11日生)	2011年2月 株式会社洋宝 東京支店長兼韓国支社長 2014年4月 ヤマダエコソリューション入社 東日本ロジステック管理部門 2016年6月 コミュニオン株式会社 顧問及び海外事業本部長 2017年8月 コミュニオンコリア 理事 2017年10月 ハンズコーポレーション入社 日本地区統括本部長 2018年10月 ハンズジャパン株式会社代表取締役 2024年8月 Azing Co.Ltd (韓国) 理事 (現任) (重要な兼職の状況) Azing Co.Ltd (韓国) 理事	一株

### 取締役候補者とした理由

村上泰基氏は、国内外で豊富な経験を有しており、特に海外駐在経験が長く、新規事業の海外営業に特化して実績を積み重ねております。現在も海外企業の理事として活躍されており、その国際的な視野と新規事業開拓力は、当社のさらなる成長とグローバル展開に大きく寄与するものと考え、取締役候補者として選任を提案いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 並び	当社における地位、 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
4	たなかのりゆき 田中紀行 (1977年8月29日生)	2005年10月 2010年10月 2010年12月 2014年7月 2017年5月 2017年6月 2017年9月 2019年6月 2022年7月 2024年12月 2025年1月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 外立総合法律事務所 入所 港国際東京法律事務所（現弁護士法人港国際法律事務所） 入所 弁護士法人港国際グループ東京事務所（現弁護士法人港国際法律事務所東京事務所） 所長 株式会社 PR TIMES 社外監査役（現任） 株式会社 NewsTV 社外監査役 GFA 株式会社 社外監査役 GFA Capital 株式会社 社外監査役 一般財団法人日本製薬医学会 評議員（現任） 株式会社 TRIAD 社外監査役（現任） アクセルマーク株式会社 社外取締役（現任） 法律事務所SAIL 所長（弁護士法人設立中）（現任）  (重要な兼職の状況) 株式会社 PR TIMES 社外監査役 株式会社 TRIAD 社外監査役 アクセルマーク株式会社 社外取締役 法律事務所SAIL 所長	一株

#### 取締役候補者とした理由

田中 紀行氏は、弁護士として長年にわたり法律業務に従事し、国内で多くの企業法務やコーポレートガバナンスに携わってこられました。法律事務所の所長としての指導力に加え、複数の企業で社外監査役及び社外取締役として豊富な経験を積まれています。その高い専門性と幅広い知見は、当社のコンプライアンス強化及び持続的成長に寄与するものと考え、取締役候補者として選任を提案いたしました。

(注) 1. 各取締役候補者の所有する当社株式の数は2024年12月31日現在のものであります。

2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 松田元氏、村上泰基氏及び田中紀行氏は、社外取締役候補者であります。

松田元氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもちまして3年となります。

4. 取締役候補者の選任にあたっての方針と手続き方法は下記のとおりとなります。

#### ・取締役候補者選任方針

当社取締役会は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を促し、収益力・資本効率などの改善を図る責務を負っております。取締役の選任については、以下の基準を定め、その責務を果たし得る人物を候補者としております。

#### (取締役選任基準)

①心身ともに健康であり、取締役としての職務遂行において支障がないこと

②法令に定める取締役の欠格事由に該当しないこと

③遵法精神に富んでおり、取締役としての職務遂行において健全な猜疑心と忠実義務・善管注意義務を適切に果たすための資質を備えていること

- ④当社事業に関する知識に加えて、企業経営、事業戦略・マーケティング、財務・会計、法務・コンプライアンス・ガバナンス、人事労務・人材開発、テクノロジー・DX、ESG・サステナビリティのうちいずれかの分野における豊富な経験を有すること
  - ⑤当社の持続的な成長及び企業価値の向上に資するという観点から、経営監督に相応しい者であること
  - ⑥当社主要事業分野において、経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないこと
  - ⑦当該候補者が選任される場合に、他の役員との関係において、取締役会におけるメンバー当該候補者が選任される場合に、他の役員との関係において、取締役会におけるメンバーの知識・経験・専門能力に特段の偏りがないこと
  - ⑧コンプライアンスを重視し、内部統制の知見を有すること
  - ⑨当社取締役のうち1/3以上は社外取締役とし、社外取締役（以下「社外役員」と総称します）については、当社が別途定める「社外役員の独立性基準」に抵触しないこと
  - ⑩業務執行取締役に忖度せず意見述べ、不適切な行為について断固たる行動が取れる資質を備えていること
- ・取締役候補者の選任方法  
 取締役の各候補者の指名については、指名報酬委員会にて審議された後、取締役会において審議・決定しております。
5. 責任限定契約について  
 候補者松田元氏は、会社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。候補者村上泰基氏及び田中紀行氏は、承認された場合には同様の契約を締結予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
  6. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要  
 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。また、本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 並び	当社における地位、 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	さくら い とし まさ 櫻井紀昌 (1959年10月20日生)	1982年4月 1991年12月 2000年11月 2003年10月 2008年10月 2009年2月 2023年3月  (重要な兼職の状況) 株式会社サンユー社外監査役	桜井税務会計事務所入所 税理士登録 櫻井紀昌税理士事務所開業 株式会社サンユー 社外取締役(現任) 株式会社アルファプラス 社外監査役 朝日税理士法人 合併により入所 同法人代表社員 当社社外監査役 当社常勤監査役(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 並び	当社における地位、 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	ふじ た ひろ し 藤田博司 (1969年10月1日生)	1999年10月 2005年7月 2006年10月 2009年5月 2012年12月 2020年10月 2021年12月 2022年10月  (重要な兼職の状況) 藤田公認会計士事務所所長 税理士法人ロード&スカイ代表社員 株式会社ニックス社外監査役	朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入社 藤田公認会計士事務所開業 同所所長(現任) 東陽監査法人非常勤職員 日之出監査法人設立 代表社員 日之出監査法人退社 当社社外監査役(現任) 株式会社ニックス 社外監査役(現任) 税理士法人ロード&スカイ設立 代表社員(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 並びに	当社における地位、 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	ひかさまきや 日笠真木哉 (1971年8月23日生)	2007年9月 司法試験合格 2008年12月 最高裁判所司法研修所終了 2008年12月 検事認任官(名古屋地方検察庁、広島地方検察庁、福岡地方検察庁小倉支部、東京地方検察庁) 2021年4月 金融庁証券取引等監視委員会出向 2022年1月 東京地方検察庁公安部 2022年8月 ベリーベスト法律事務所入所(現任) 2023年1月 株式会社海帆 社外取締役 2023年2月 GFA株式会社 監査役(現任) 2023年3月 当社社外監査役(現任) 2024年3月 クオインタムソリューションズ取締役(監査等委員)(現任)  (重要な兼職の状況) ベリーベスト法律事務所 GFA株式会社監査役 クオインタムソリューションズ取締役		一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 並びに	当社における地位、 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
4	たなか 田中みちよ (現姓：村山) (1971年10月6日生)	1997年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 田中法律事務所入所(現任) 2002年4月 日本弁護士連合会調査室嘱託 2018年11月 日本司法支援センター本部法律扶助審査委員  (重要な兼職の状況) なし		一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 藤田博司氏、日笠真木哉氏および田中みちよ氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、藤田博司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。  
 3. 候補者田中みちよ氏は、婚姻により村山姓となりましたが、旧姓の田中で職務を執行しております。

4. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 候補者櫻井紀昌氏は元税理士としての専門的見地及び経営に関する高い見識から、当社の経営全般に対し独立的な立場から提言・助言をいただくため、取締役候補者として選任するものであります。
  - (2) 候補者藤田博司氏は、公認会計士としての専門的見地及び経営に関する高い見識から、当社の経営全般に対し独立的な立場から提言・助言をいただくため、社外取締役候補者として選任するものであります。
  - (3) 候補者日笠真木哉氏は、弁護士としての専門的見地及び経営に関する高い見識から、当社の経営全般に対し独立的な立場から提言・助言をいただくため、社外取締役候補者として選任するものであります。
  - (4) 候補者田中みちよ氏は、弁護士としての専門的見地及び経営に関する高い見識から、当社の経営全般に対し独立的な立場から提言・助言をいただくため、社外取締役候補者として選任するものであります。

#### 第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2002年3月29日開催の第16期定時株主総会において、年額200,000千円以内とすることを株主の皆さまにご承認いただき、今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止した上で新たに監査等委員でない取締役の報酬額を、年額200,000千円以内と定めさせていただきたく存じます。また、当該報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、また、昨今の経済情勢、当社の事業規模、取締役の人数及び他社水準等を勘案したものであるため、相当な内容であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「監査等委員でない取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は4名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額40,000千円以内と定めさせていただきたく存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責及び監査等委員でない取締役の報酬額の水準等を勘案の上、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬率を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都港区赤坂二丁目5番6号

山王健保会館 2階 会議室

TEL 03-5570-1803



### 交通

地下鉄銀座線・南北線「溜池山王駅」下車 10番出口より徒歩4分

地下鉄千代田線「赤坂駅」下車 2番出口より徒歩5分

地下鉄銀座線・丸ノ内線「赤坂見附駅」下車 10番出口より徒歩7分

※新型コロナウイルスをはじめとする感染拡大防止のため、ご出席の株主の皆さまには株主総会会場にてマスクの着用をお願いする場合がございます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

(<https://pixel-cz.co.jp/>)

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。